

独立監査人の監査報告書

平成25年4月10日

一般社団法人 日本腎臓学会
理事長 松尾 清一 殿

事務所名 公認会計士内川清雄事務所

公認会計士

伊川 清雄

公認会計士

金本 修二

私たちは、一般社団法人日本腎臓学会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の下記の財務諸表及び収支計算書(以下「財務諸表等」という)について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 財産目録
4. 財務諸表注記

II 収支計算書

1. 収支計算書

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、一般社団法人日本腎臓学会の平成24年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に従って、一般社団法人日本腎臓学会の平成24年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
一般社団法人日本腎臓学会と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上